

政党政治挫折の環境

——血盟団、五・一五事件を中心とする直接行動主義の位置づけ——

田 中 時 彦

はじめに.....	55
第1節 政治的發展過程の両面性.....	56
第2節 「国家改造」運動のイデオロギー	63
第3節 直接行動主義の生成.....	72
(以下次号)	
第4節 直接行動の担い手たちの意識と行動	
第5節 直接行動の及ぼした社会的影響	
第6節 政党内閣の終焉と「挙国一致」内閣の成立	

は じ め に

戦前のわが国における政党政治は、昭和7年に発生したいわゆる五・一五事件で、首相犬養毅が暗殺され、その結果、同内閣が倒壊した時に終わったとされている。抬頭する軍と民間国粋主義団体を中心とする反議会主義勢力の、高まる波濤の如き圧力と対決しつつ、沈み行く大正デモクラシーの残光を背に揺らぎ続けた政党政治の防波堤は、犬養の統卒力に対する元老・重臣グループの信望によって、辛うじて保たれていたといってもよい。

犬養の指導力を以ってしても反議会主義勢力の制御に成功し得なかったとき、そうして、犬養のほかに彼に代ってこの政治目的を達成し得る政党政治家が供給され得なかったとき、議会中心主義の防波堤もまた崩れ去った。当時の政治的環境は、すでにその日の到来を予知させるに十分な症候を示している。

本稿では、一方で日本における政党政治の存続を左右した条件と基盤とについて、他方で、もっとも尖鋭的な反議会主義のあらわれとして直接行動主義が生成された環境について、それぞれ考察し、この二つの主題がもつ過程の交点において発生した五・一五事件の位置を浮き彫りにする試みをしてみたい。

本稿の執筆に当たっては、とくに「爆発物取締罰則違反殺人及殺人未遂」という標題で五・一五

事件に関する民間側裁判記録を集成した全五冊、および、同じ事件における陸軍軍法会議の記録である「調査彙報号外」の貴重な2つの資料を使用することができた。前者は、東海大学政治経済学部の所蔵にかかわるものであり、後者は、東京大学林茂教授より恩借したものである。なお、今回の付註は最少限度にとどめる。

第一節 政治的發展過程の両面性

近代社会の本質を合理主義的精神と、これに基づいて達成される高度の工業化社会に求め、この規準を充足する諸要因が影響力をもつ度合に従ってその国民社会の先進、後進の序列を定めること、および、その先後の度合を起点としてはじまる各国民社会の近代化過程が、おのおの目標社会への距離の相違に従って異なった歴史現象を形成することは、いわゆる「近代化論」の定式となっている。明治国家のもつ独特の両面性——^{アンビヴァレンス}支配体制の前近代性とその体制の下で遂行され得た資本主義政策——も、この定式のなかで捉えれば、つぎのように説明できるであろう。

明治国家の指導者たちがひとしく抱懐した国家的課題は、欧米列強と日本との著しい国力の差異を認識することによって生まれた危機感に基づき、いかにして少しでも列国に近い水準の国力を、能う限りの速力を以って創出するかにあった。当時の日本における政治意識は、明治政府の掲げたこの唯一の課題に向かって統合された。明治政府と権力闘争の関係に立った自由民権運動の例によっても、反体制主義の発生した契機は、この課題を実現する手段の有効性をめぐるものにすぎなかったことがわかる。

ところで、明治政府の指導者たちが、国力の差異を認識せざるを得ないきっかけとなったのは、いうまでもなく列国に対する幕末の軍事力による敗北であり、その原体験から生まれた欧米の国力に対するリアルな認識とは、軍事力を尖端としてその背後に展開する産業社会および統一された国民社会であった。このような形で捉えられた欧米の近代社会以外に、「富国強兵」政策として達成されるべきモデル国家のイメージを、彼らは案出することができなかった。こうして民族独立の達成に必要な軍事力の充実を優先させながら、上からの資本主義化が推進された。近代社会がもつ伝統社会に対する能動性とその裏付けとなる優越性の認識において、明治政府の「有司」に及ばなかった伝統主義的政治集団は、たとえば使用した銃砲数の比率が勝敗を決する重要な因子となった西南戦争の場合のように、未来国家へのイメージとその達成手段の劣性を身を以って証明しつつ、政府との対決に敗れ去った。

西南戦争によって全国的支配を確立した明治政府は、みずから資本主義を移植、育成する担い手となりながら、文明開化風潮の洗礼を受けた都市の精神構造を基盤として上からの近代化政策を一層強固に展開した。「富国強兵」に表現されるこの政策は、しかし、民

族独立の視点を優越させつつ遂行されて行ったものだけに、この視点に反する要因はかえってこれを阻止した。民権運動との対抗過程を通じて造出されたいわゆる「見せかけ」の立憲制がそれである。この統治イデオロギーは、民族独立を達成する手段としての近代化政策を有効に推進し得るのは、個人としての国民の利益を代表する被選出者団ではあり得ないとする考え方に基いていた。すなわち、西欧型近代社会のモデルに中核的規準をなす「市民的権利の確立」は、「民族独立の急務」と抵触するものとされ、大権事項に属する重要政策には関与できない枠のなかに閉じ込められることが正当化された。

他方において統治イデオロギーの眼目として、列国のなかで日本民族独自の存在理由—伊藤のいわゆる日本固有の「機軸」—の造出が試みられた。この「機軸」となるべきものが、皇室以外に見出せなかった時、皇室のもつ神権性の一切が権威化された。しかるに当時の状況の下では、民族統一の精神的エネルギーを結集する上に、皇室信仰はあまりにも稀薄であった。そこで儒教倫理を皇室崇拝と結合して、民衆を政治に統合する作業が行なわれる。この場合、支配体制の構築に恰好な基盤と考えられたのは、近代化政策がすすめられている都市社会の精神構造ではなくて、近代化から取り残されている、当時人口の90パーセントを占める伝統的な農村社会の精神構造であった。農村社会の家父長制と共同体秩序とが、天皇を国民の家父長に比し、道德の権化に類比する作業によって、支配体制のイデオロギーとなり、天皇制として整えられた時に、民族統一のエネルギーを結集する日本独特の支配様式が完成した⁽¹⁾。

こうして近代化政策の立脚地である都市社会の精神構造に必然的に生成される「個人」意識、利害対立の分化を前提とする行動体系は、本来農村社会に固有の共同体秩序が統治イデオロギーに高められたことのゆえに、かえって否定され抑圧されることとなる。

この日本独特の支配体制は、明治政府による近代化政策の遂行と関連させる時、少なくともつぎの二つの意味をもったと考えられる。第一に、プロシアにおける労働運動の状況をみて帰国した伊藤が期待したように、共同体秩序意識がもつ、階級対立を緩和抑制する作用である。資本主義政策が民族独立の課題を達成するゆえにとられなくてはならないとすれば、生産力の阻害となる労働運動は、この目的からみて敵である。かかる運動をひきおこす社会主義思想の流入を防ぎ得るものとしても、「個人」意識を抹殺する共同体の秩序原理は有効と考えられた⁽²⁾。

第二には、都市社会を基盤としてすすめられている近代化政策が早急に達成される必要が強ければ強いほど、農村社会に支配的な政治的受動性——農民は政治的領域に参与する権利を主張すべきではなく、また政治権力の要求する犠牲に甘んじて応ずることは義務であるとする伝統社会の意識——のもつ意義は大きい。明治政府は、たとえば地租改正によってかえって農民の負担を加重する政策をとることにより国家資本の有力な供給源を確保

するとともに、他方、低廉な農作物と、都市に流入する低賃銀労働の供給を可能とすることにより、生産費が抑制されて、外国資本の重圧下にわが国の産業資本が成長し得る条件を作り出した。この場合、農村社会における政治過程を独占する地位を与えられた寄生地主制の確立が、また長期にわたって資本主義的需給関係の農村社会へ浸透することを防いでいたのは周知のとおりである。

このような意味において、明治国家の支配体制がもつ非近代性こそは、逆説的な表現をすれば、近代化の目標に向かい、わが国が先進国に追いつき得る速度で「富国強兵」政策を達成し得た秘訣であったとさえいえるかも知れない⁽³⁾。

日清・日露両戦争の結果、それまで対外危機に備えて急速に推進されて来た軍備拡張政策は一息ついた。明治維新以来、民族自衛のための生命線と考えられていた韓国の完全支配に成功し、重工業部門の発展も、賠償金や外資導入による巨額の投資によって著しくすすんだ。そうして、このことは、軍備充実に左右する軍需産業の確立を約束するものであり、それ以後の対外的危機に対処し得る国力の自律的発展の可能性をも予測させるものであった。まもなく勃発した第一次世界大戦は、日本にとって、国力の消磨なくしてその勢力範囲を拡大し、しかも未曾有の好景気をもたらしたことにより、対外的危機に関する楽観主義を一層助長した⁽⁴⁾。

五大国のうちに数えられる高い国際的地位を築いた日本は、またウイルソンの提唱する平和理念と、これを支えるアメリカの経済力を背景として指導され結成された国際連盟に加わり、それまでの攻撃的民族主義に代る平和主義、協調主義外交の領域に新しい国家政策の方向を求めた。そのことは、もとより「脱亜主義」を基底とする明治以来の伝統的外交政策のパターンからみれば、単なる段階の進展、方法の変化を意味するものにすぎなかったともいえよう。ところでこのような国家政策の方法的転換は、民族独立の使命達成を存在理由とする藩閥政治の凋落と、これに代って政策決定に対する強い影響力を発揮し出した政党政治の勃興を現出させた。政治・経済・教育各側面における西欧型近代化の構成は著しく進行し、いわゆる大正デモクラシー期が開花する。

けれども、著しい前近代性を帯びた天皇制の権力構造は、根づよく保たれていた。元老・枢密院などの非立憲的政治機構は、依然として決定形成上のキャスティング・ヴォートを掌握し、政党はこれらの機構と対決するよりは、現実にはむしろ妥協することによって始めてその影響力を有効に発揮し得た。従って政党は、非立憲的機構を正当化している天皇制のイデオロギーを利用して、自己を既存の支配体制にあえて同化するためには、政党本来の存在理由を宣明する「憲政常道論」さえも、場合によっては犠牲にしたのであった⁽⁵⁾。

社会主義運動についても同じことがいえる。伝統主義的秩序は、単に政策決定機構ばかりでなく、都市や農村の末端機構に至るまで再編成され補強されていた。そのため、普選

運動をきっかけとして展開された労働運動も、この支配機構の厚い壁をやぶることができず、その運動の利益代表である組合や無産政党も、自からの影響力ないし統制力を維持するためには既存の秩序に依存し、これを利用せざるを得なかった。すなわち無産政党が、支配機構の上層と下層との間の「補助的チャネル」の役割を果たしたにすぎず、反体制エネルギーを支配体制のなかに吸収する結果しかもたらさなかったと評価される所以である⁽⁶⁾。

このように成立基盤に脆弱性を有した日本の政党政治は、英米との協調外交に新しい日本の国益伸張が期待される国際的条件下で、はじめて成長し得たともいえよう。政党政治に同調的擁護的であった元老西園寺が、みずからは必ずしも議会中心主義者ではなく、何よりも国際主義者であって、そのことのゆえに対英米協調外交を推進するにふさわしいリベラルな政治機構として政党内閣制を承認していたにすぎなかった⁽⁷⁾ことは、右の関係の一面を物語っていると考えられる。

ところで、平和主義、協調主義外交の前途に横たわる難関は、対外強硬政策に傾斜しがちな軍が、立憲的統制の枠外に存立し、対外関係の緊張下において政党内閣の統合力を弱体化させる可能性であった。

天皇制国家の権力構造がもつ特異性を示すものとして、政策決定機構の多元性が挙げられるが、なかでも統帥権の独立は歴史上とくに重要である。統帥権の独立は、政治的には、民族独立の達成にもっとも重大な意味をもつ軍政・軍令事項に対して、議会を通じての民衆の制御が及ばない制度を作り出す意味をもって生まれた⁽⁸⁾。もし近代的政治発展の本質を、政治運営に対する大衆による統制の立てまえが、少なくとも大衆の意志を代行しているとのみせかけを演ずることなしには政治指導が成立し得ないまでに普遍化した状態と理解する時、統帥権の独立は非近代的といわねばならない。

藩閥政治は政党政治にその座を奪われても、統帥権独立の規定に基づく自律的運用は続行された。民族的危機感と藩閥による相互の人脈関係の紐帯で政府と軍隊との協力関係が保たれていた間は、この規定はきわめて自然に運用された。ところが、藩閥政治が凋落すると、憲法運用上に緊密な一体性を保証していたこれら二つの因子は作用しなくなった。「見せかけ」の立憲制が内包する両面性は、それぞれ、矛盾した方向をとって運用されはじめた。そうして統帥権独立の規定運用は、軍を統制しようとする政党内閣と、これに對抗して軍政・軍令の決定に関する優越的地位を守ろうとする軍との間に展開される軋轢抗争の焦点となった。その点で、歴史上もっとも重要な意味をもつものは、昭和5年、浜口内閣の下でロンドン海軍軍縮条約が締結された際、不可避的におこった、いわゆる統帥権干犯問題であった。この出来事は、単に議場を未曾有の混乱に陥れたばかりでなく、本稿の主題である血盟団、五・一五事件を誘発するきっかけともなった。

統帥権干犯問題がおこるまでの期間においては、軍に対する政党内閣の統制策は着々とすすめられた。大正10年以降、政党内閣は軍上層部の協力を得て軍縮政策を実施し、この結果、陸軍では大正11年に5ヶ師団が整理されたのをはじめ、計10万人近い軍人が解任された。また同年、衆議院は、軍部大臣現役武官制の廃止を可決している。

政党内閣の下で推進されたこのような軍に対する統制、軍縮政策は、第一に、軍備拡張政策のこれまで目標として来た民族独立の至上目的が、日露戦争の勝利によって一応達成されたこと、第二に、その結果獲得した国際的地位を確保するためには、列強の間に支配的となっている平和主義、軍縮運動に協調する必要があること、第三に、対外膨張の原因をなす市場問題については、大戦後の資本主義的發展がめざましく、商品需給関係も切迫した状態に近く、また人口問題についても、カリフォルニア移民など対策が打たれつつあったこと、の諸理由を背景としている⁽⁹⁾。

これらの国際的国内的要因の作用が支配的である限り、政党内閣の軍縮政策は軍に対しても説得力をもった。またそのような背景の下で、軍人志願者も激減するありさまであった。

一方、政党政治の政策決定に及ぼす影響力が支配的となるに及んで、政権に連なるためには政党政治との妥協もやむを得ないとの意識が、軍上層部にも生まれるようになった。藩閥政府からの人脈関係による軍政掌握の可能性が消滅したからである。パワー・ポリティックスの渦中にある立場を意識する結果、政党政治との妥協に傾きやすい軍上層部を掌握する政党内閣の軍統御策は、しかし、とくに陸軍の権力構造がつぎのように変化するに伴ない、その効率を低下させて行った。

陸軍においては、大正末期から従来の長州閥による人的統合がくずれ、いわゆる「一夕会」を中心とする反藩閥勢力が抬頭して来た。この原因は、第一にはメリット・システムを通過した長閥以外の有能な陸大卒の才幹が中堅層に進出していたこと、第二に、これと関連して欧州諸国ですすんでいた新らしい総力戦の軍事技術を導入するという課題に、藩閥主義の構造が、適応能力を発揮し得なかったことも挙げられよう⁽¹⁰⁾。

しかも、既述した対英米協調外交の成立する国際的条件としての対外緊張の緩和は、必ずしもこの時期に問題をはらんでいなかったのではない。その一つは満蒙問題である。日露戦争によって得た満蒙における日本の権益は、軍からみれば日本にとって主権線とも考えられた。そうして辛亥革命後における中国の内乱状態に対応して、日本の軍事力を以って中国側の意図如何に拘わらず満蒙を支配しようとする動きが、現地軍事当局である関東軍を中心としてすすめられて行った⁽¹¹⁾。

ところで、満蒙の武力支配は、単に中国の排日運動を激化させるのみならず、平和的国际協調主義に抵触する侵略行為であるとして、国際連盟によるつよい対日非難を喚んだ。それゆえに、わが国の外交路線は、対英米協調と満蒙武力支配のいずれを優先させるかの

二者択一をめぐって揺れ動くこととなる。陸軍長州閥出身の政友会総裁田中義一は、その支持基盤である軍と政党のミニマムな政策上の統合を果たし得る地位に立って、軍の志向する満蒙武力支配をかなり実現に移した⁽¹²⁾。けれども、その統合力は、関東軍の尖鋭化した行動を抑制し得ず、その結果惹き起こされた張作霖爆死事件について陸軍に責任をとらせようとした元老西園寺ら宮中政治家の非難を受けて破綻した。田中外交は失脚しても、それは強硬政策を志向する軍自体が軟化したことを意味しない。既述した陸軍の革新的分子は、陸軍の主要な地位に進出しながら満蒙問題を当面の標的として、ますます国防上の危機感をつよめ、統帥権の独立下にある軍の存在理由を宣揚しようとする動きを示した。

これに対して、田中外交に替って展開された第二次幣原外交は、元老・重臣グループの支持の下で、経済的依存による不況打開を基本政策としたため、対英米協調主義への傾斜がきわめて濃厚であった。軍と政党内閣との間の亀裂がなканずく決定的となったのは、この浜口内閣の下で「万難を排して」締結されたロンドン海軍軍縮条約であった。

同軍縮条約締結の際にひき起こされた統帥権干犯問題とは、統帥大権に属する兵力量の決定について、浜口内閣が軍令部の意向を無視してイギリス・アメリカ両国と妥協したこと起因する。この渦中において、海相財部全権は、軍令部に対してその強硬意見を反映すると約束し、政府に対しては軍令部を欺満、懐柔することを依頼する策をとり、かえって海軍部内の反感を高める結果を招いた。政府の措置を怒った軍令部長加藤寛治は帷幄上奏を企てたが、内大臣牧野伸顯、侍従長鈴木貫太郎に阻止された⁽¹³⁾。

統帥権の独立に関して、ここで憲法運用上問題となる事項が二つある。第一は、兵力量の決定は軍政事項か軍令事項か、第二は、統帥事項に関し軍令機関の帷幄上奏による裁決は内閣の決定に優先するか、である。天皇機関説によって政党政治優先の理論を提供した美濃部達吉は、第一の点については統帥大権に属する国務事項であると論じ、第二の点については、軍令機関は内閣と無関係に帷幄上奏をなし得るが、この手続きによってなされた決定は、単に、大元帥と軍令機関との意志にとどまる。国家の元首としての天皇の意志決定は、内閣の輔弼によってのみその合法性を主張し得る、との見解をとった⁽¹⁴⁾。このような見解は当時の公法学説に支配的であって、内閣はこの学説に支えられた措置をとったわけであるが、軍はまったく反対の見解を主張、宣示し、浜口内閣の措置は統帥権を干犯するものとしてつよい非難を加えた⁽¹⁵⁾。

ところで、ロンドン軍縮条約は、当然に英米両国に対する日本の海軍力の劣勢を予想し得るものであったため、海軍部内においては国防上の危機感が高まった。この危機感は、日本の劣勢がきまる以前に同条約を破棄し、その結果として到来するかも知れない日米開戦に備えなくてはならないとする使命感を生み出した⁽¹⁶⁾。このような海軍部内の志向は、陸軍の志向する満蒙武力支配と決して無関係ではなかった。満蒙を支配することは、対米

戦争の際、軍事的資源の供給地を確保できることを意味した。また、英米の意向を無視する満蒙武力支配の推進は、政党内閣による国際協調主義に対するの離反をますます拡大することの結果、必然的に対米戦略を中核とする海軍の立場に接近することとなった。こうして陸海軍は、とくに中堅将校クラスにおいて、その対米観の接近を媒介となし、ともに政党内閣と鋭く対決する連帯性を強めつつあった。

対外緊張の緩和という条件が、上述の如く、軍縮問題に対する軍の対応、および満州事変に対する英米両国の対日硬化により崩れ始めたことと並んで、昭和初年における恐慌は、資本主義の自律発展という条件をも一朝にして葬り去った。昭和2年におこった金融恐慌のあと、同4年にはじまる世界恐慌の衝撃が日本にも波及して、経済界を未曾有の大混乱に陥れ、ひいては農村経済をも窮乏の極に追い込んだのである。恐慌対策を使命とする浜口内閣の収拾策にも拘わらず、不況は容易に恢復しなかった。しかもこのような状況下で、世上に政党政治の弊害を痛感させた疑獄事件が相次いで発生した。主なものを列举しても、昭和3年8月、東京市疑獄、4年8月、五私鉄疑獄、勲章疑獄、同年12月、朝鮮取引所疑獄など枚挙に遑がなく、閣僚中にも起訴される者が続出するありさまであった。

これら連続して発生した汚職事件は、言論報道機関による指弾の的となったのはもとより、これを通じて一般大衆の間に政党政治への甚だしい不信感を醸成させ、議会中心主義に基づく政策決定機構への入力を低下させることとなった。

ところで、いうまでもなく、汚職事件が政治上に重大な結果をもたらしたのは、この時期がはじめてではない。星亨が暗殺され、第一次山本内閣が倒壊したのは、いずれも汚職を契機としてであった⁽¹⁷⁾。しかるに、昭和初年においては、政党内閣による統合力が既述のごとく弱体化していた状況と結びついて、遂に議会政治否認の政治運動を積極化させる有力な要因として作用するに至った。

このような政治運動は、明治後期以来次第に高潮の兆しをみせていた社会主義運動に対決しようとする国家社会主義団体と、これに影響されつつそのイデオロギーを実現する手段となった青年士官・下士官層を含む軍の反政党的存在によって大きく担われた。

こうして、「憲政常道論」に基づく政党の統合力を支えた現実政治の条件——対外緊張の緩和、資本主義の自律的發展——は、ほぼ時を同じくして二つながら急速に崩れはじめた。政党政治自体もまた非立憲的天皇制機構によってかえって支えられ、しかも本来その支持基盤とすべき一般大衆を、選挙資金による操作の対象としてしか把握しなかった。相つぐ汚職事件は、一般大衆からの心情的支持をもますます稀薄なものにさせた⁽¹⁸⁾。さらに大衆の政治意識はきわめて受動的であつたがゆえに、政党の側に、その支持基盤としての大衆に与える影響について反省をよびおこすこともまれであった。その上、宮中政治家たちについても、国際協調主義の外交路線を損わない限りでは、「憲政常道」を容易に否定

する可能性があることに、政党は十分な認識をもっていなかった。

このような環境のなかで、資本主義体制の危機的状況、対外緊張の昂進という新事態に対応しうる新たな政治的統合をめざして、軍と国家社会主義団体とは、ともに政党政治を否定し、憲法上の非立憲的政治運用を強調しつつ立ち現われるのである。

注

- (1) 藤田省三，天皇制国家の支配原理，未来社，昭和41年，7頁以下。
- (2) 同上，13—18頁。
- (3) Robert E. Ward, "Continuity of Modernization", in *Political culture and political development*, by L. W. Pye and S. Verba, Princeton, 1965, p. 79.
- (4) 尾崎行雄，軍備制限，（日本評論社版，『時事問題講座』第8巻，昭和4年。）
- (5) 石田雄，近代日本政治構造の研究，未来社，昭和31年，とくに，第4章。
- (6) 同上。
- (7) 岡義武，近代日本の政治家—その性格と運命—，文芸春秋社，昭和35年，207頁以下。
- (8) 金子堅太郎，憲法上の統帥権に就て，昭和7年6月14日，於海軍大学校，20～22頁。
- (9) 前掲，尾崎，軍備制限，とくに，28—30頁，38—39頁など。
- (10) 今井清一，高橋正衛編，国家主義運動，1，（『現代史資料』4 みすず書房，昭和38年，31頁）。中村菊男編，昭和陸軍秘史，番町書房，昭和43年，137頁。
- (11) 緒方貞子，満州事変と政策の形成過程，原書房，昭和41年，93頁以下。
- (12) 衛藤瀋吉，京奉線遮断問題の外交過程（篠原一，三谷太郎編，近代日本の政治指導—政治家研究Ⅱ，東京大学出版会，昭和40年）。
- (13) 原田熊雄，西園寺公と政局，岩波書店，昭和25年。今井誠一論文，政治学年報，1959。
- (14) 美濃部達吉，憲法撮要，有斐閣，大正15年，328頁。
- (15) 松下芳男，明治軍制史論，有斐閣，昭和31年，299頁。
- (16) 前掲，今井，高橋，国家主義運動1。
- (17) 我妻栄編，日本政治裁判史録，2，3，第一法規，昭和43年。
- (18) 石田，前掲書。

第二節 「国家改造」運動のイデオロギー

政党政治の否定者としてあらわれた国粹主義ないし国家社会主義イデオロギーの特徴は，議会主義の政治制度，資本主義の経済制度を否定し，伝統主義的な天皇中心政治の復活を志向する点にある。それは，換言すれば，日本固有のエトスを中核に据えた政治経済制度の未来像を造出しようとするものでもある。西洋諸国をモデルとした日本の近代化が行き詰まりをみせた時，その贖羊は，明治以来日本に導入され続けた西洋の制度に求められた。すなわち，西洋の政治経済制度は，日本固有の精神的基盤に発生したものでないにも拘わらず，これを模倣しようとしたことがその行き詰まりを産んだとされ，これを打開する道は，まず既存の西洋型政治経済制度を排除するよりほかはない，とされた。

ところで，日本固有の精神に基づく政治経済制度が唱導され，現状打開のイデオロギー

として意味をもったのは、第一に、ソヴィエト国家の成立以来、日本に流入した共産主義の思想および運動への対抗原理を造出し、第二に、対外的危機に対応する民族主義の昂揚をはかる両目的に対する必要感が、世上に高まったことと関係がふかい。

ここで明治憲法のもつ統治イデオロギーが、決して外来思想を根拠としたのではなく、日本固有の「機軸」をいかにしてその中核に据えるかにあったことを想起したい。既述のように明治憲法は、天皇中心主義と立憲主義との妥協の産物としての二面性をもっていたので、国家社会主義者の立場からは、その天皇中心主義の面をのみ強調した再解釈を行なえばよかったのである。すなわち、天皇中心主義は、立憲制の下で分化した諸機構——政党、財閥、軍、官僚、貴族院など——を一つの統一した意志の下に還元することを意味する。しかもこのような発想が、対外的危機に対応し得る民族主義の昂揚と結びついてあらわれた時、統一された意志の形成者としての「国家改造内閣」は、具体的には天皇大権に基づく輔弼権の優劣をめぐる政党内閣と対抗関係に立った軍を主体とする以外にはないと考えられたのであった。従って、現存支配機構を攻撃する国家社会主義のイデオログたちは、明治憲法自体を否定しようとはしなかったし、その必要もなかったといえる。彼らが唱道するのは、支配体制理念の変革ではなくて、理念に合わなくなったと彼らが考える機構の変革、すなわち「国家改造」であった。その場合、理念に適合しない機構とは、軍と対抗関係に立ち国際協調主義を推進する機能を果たしている、元老・重臣グループ、政党内閣、議会および、これらの機構を利用して富の集中をはかる財閥であるとされた。

つぎに、天皇中心主義のイデオロギー的基礎とされた家族共同体国家——農村共同体の秩序意識を基底として構築され、天皇を家父長になぞらえたそれ——の支配原理の復活もまた、国家社会主義者によって唱道された。この点の強調は、たとえば北輝次郎のように、理論的次元で共産主義を「超克」しようと試みた理論派の場合にはまれであった。「日本主義」者大川周明や「農本主義」者橘孝三郎のように、情情的、実践的な面で家父長国家の意識に立ちかえることにより、共産主義のインパクトに対抗しようとする一ひとびとにおいて、この伝統主義的側面はより明確に打ち出される。そうして共同体意識のリヴィヴァルに訴える方法が、民族意識を昂揚させ、共産主義の侵入を防止し得るに効果的と考えられたほど、家族共同体の秩序意識はまだ根強くわが国に残存していたともいえる。そうして、この方法に訴えることがきわめて効果的であったいま一つの要因として、理論的次元で十分共産主義に対抗し得る思想体系をもたなかったわが国において、ひろく支配層をはじめいわゆるブルジョア政党の間にも、共産主義の衝撃に対する恐怖感が強まっていたことをも考え併せなくてはならない⁽¹⁾。普通選挙法を承認した田中内閣において、同時に治安維持法もまた上程された事実は、よくこの点を説明する引き合いに出されている。

では以下に、通称、右翼思想と称せられる国粋主義的精神体系のうち、とくに「国家改

造」運動に強い影響を与えたとみられるイデオログたちの考え方について考察してみよう。ここでは、北輝次郎、橘孝三郎、権藤成卿、について記すにとどめる。

北輝次郎は、辛亥革命の渦中に挺身して中国の排日風潮を体験した革命実践家でもあったが、その著、「日本改造法案大綱」(原題「^{国家改造}国家改造」^{家原理大綱})は、国粋主義者たちや青年軍人らの間に密かにではあるがひろく読まれており、その思想内容の水準からいっても日本のいわゆる民間右翼の思想体系のなかで出色のものであった。そうして北の思想は、クーデタによる現体制変革の必要を説き、その具体的手段にまで論及することにより、昭和初期に企てられ、あるいは実行されたいくつかのクーデタ計画の原観念をも造出したといえよう。

北の思想の基底にあるものは、近代化のモデルを西洋型民主主義に求めた在来の日本における政治的發展が、日本の伝統社会を基礎としてその特有の^{コンテクスト}脈絡において進められたものでなかったゆえに生じた「抗体反応」を何らかの形で収拾し、超克しようとする意図であったと考えられる⁽²⁾。この点において、北の思想は単なる伝統主義の復活ではない。北は、維新後の日本を民族共同体国家として把握し、国家=天皇を含む国民、との原理に立って家父長制国権論を痛罵し、他方、個人は国家の一分子となして自由主義を否定した。彼の問題意識は、いかにすれば社会的矛盾を去り、国力の発展に向かって一切の要素を集中し得るかにあったと考えられる⁽³⁾。

では北の描く日本国家の未来像は何か。それは、皇室が国民に対してもつ「神格的信任」ないし権威を利用して、民族意識の統一と昂揚とをはかり、そのような民族共同体の支配原理を平等性に求めようとする。まず彼は、土地・財産の私有制を批判して、一定の枠を越える資産はすべて国家に集中させようと考えた。彼によれば、富とは社会的性格を有するもので、その帰属、すなわち所有権は国家にあるとする。この場合、国家有機体説を援用して国家と社会を同一視していることは、自由主義を基盤とするデモクラシー思想とは基本的に対立する国家社会主義の特質を示している。従って彼の説く「一定の枠内における私有財産の容認」⁽⁴⁾は、決して自由主義の政治原理に基づく修正ではなく、国家による政治的経済的統制を損なわない範囲内で便宜的に認めようとしているにすぎない。この場合、土地・財産の私有を裏付ける「国民自由ノ人権」は、あくまで「国家ノ保護」に依存して成立するとされているからである。ではなぜ北は「私有財産の限定的容認」を必要と考えたか。それは、創造的精神の活動する基盤を与えられた国民は、より意欲的な存在となる結果、民族エネルギーの出力が総合的に高められると考えたからに他ならなかった。⁽⁵⁾

このような土地・財産の国家集中と、その私有の限定的容認の原理は、現実にはつぎのような意味をもったと考えられる。日本における現実的状况は、本来、国民すべて平等に与かり得る筈の富の配分が、財閥に集中された結果、貧富の懸隔を甚だしくさせ、国民生活を不安定ならしめている。このことは、それ自体が国力の衰退——軍国主義体制に向か

って統合、発揮されるべき物的、精神的な国民的エネルギー総量の減退——をもたらすのみならず、財閥が政党、すなわち自由主義の政治制度と結合することにより、集中されている富が政党内閣の決定する方向にしか支消されない。「人類歴史アリテ以来ノ民族競争国家競争」のさなかで、「内憂外患竝ビ到ラントスル有史未曾有ノ国難」⁽⁶⁾に当面している時、このような民族エネルギーの消費のしかたは、日本の自立自衛を危機に陥れるものである、と。この場合、平等の原理は、政治体系においては宮中政治家や政党内閣に集中しつつある権力の解体を、また経済体系においては財閥に集中している富の分散を、それぞれ正当化するイデオロギーとして登場する。

ところで、北によれば、このような平等原理に貫かれた国家社会における政治機構の未来像とは、つぎのようなものである。一言にしていえば、明治維新の際におけると同様、「天皇親政」のイデオロギーの下に政治的再統合が行なわれ、民族エネルギーの総合的効果の発現が期待される点に眼目がおかれている。北は天皇の地位を、国家の一分子で民族の要請に基づき特権的地位を与えられ、統治権を運用する「最高機関」の一部を構成する「国民ノ総代表」であり、「本隊」である国民と一体になって民族国家の政治的中心を形成するとともに、「国家ノ根柱タルノ原理主義」すなわち民族の精神的象徴としての機能をもつものとする⁽⁷⁾。

政策決定機構については、顧問院、審議院、衆議院の三機構を考える⁽⁸⁾。これは既存機構である枢密院、貴族院、衆議院のそれぞれ果たす機能をほぼそのまま代置し、ただその性格や人的構成を異なるものとする。たとえば、「顧問院」は天皇の「補佐機関」であり、「内閣及議會ニ対シテ」責任を負わないというのは枢密院と基本的類似を示すが、その人的構成は、「全国民が国家の部分にして凡ての部分に其の代表者を出す」ために、「広く天下」に求めるとされ、官僚出身による独占が否定される。「顧問院」は、貴族院の有している特権的性格を拭去して欧米の二院制理念を導入しようとしているかにみえる。その人的構成は「各種ノ勲功者」の互選および勅選によるとされ、「各種ノ勲功者」とは、たとえば多額納税議員の例もすでにあるように、国家に対する具体的功労を基準としているものとみられる。衆議院については、北においても普通選挙による民撰機関と考えられているが、この場合、選挙資格は、納税資格の拡張という条件によってではなく、「国民ノ義務」としての徴兵に対応する「国民ノ権利」であるとされるのである⁽⁹⁾。

つぎに官僚機構としては、既存の体制は一応そのままにして、新しく金融・産業・交通・労働の各項目について八省を設けることを考えている⁽¹⁰⁾が、いずれもこれら公共部門の操作機能を国家に集中することにより、生産力の向上と民衆生活の安定とをめざすもので、現実には恐慌対策としての社会主義的生産流通様式の導入に通じる側面をもっている。

以上のような国家社会主義の未来像を実現するために、北はつぎのような著名な方程式

を考案、提示した。すなわち、クーデタをおこし、天皇大権に基づき戒厳令を發布し、向う3年間、憲法の運用を停止し、その間、貴族院および衆議院を解散するとともに、「国家改造内閣」を組織し「国家改造議會」を召集して強力な改革を遂行する、というものである⁽¹¹⁾。「国家改造内閣」および「国家改造議會」は、「天皇ノ宣布シタル国家改造ノ根本方針」を実現するための機構で、この「根本方針」の可否を論ずる権限をもたないとされる。クーデタの結果成立する臨時の権力機構によって、そのめざす目的が一応達成される期間を、憲法が停止される3年間と考えていたものであろう。

以上に打ち出される北の「改造」構想において注目すべき点は、明治憲法の改正を考慮せず、憲法規定に最少限度に基づきながら、宮中政治家＝政党＝内閣の結合により形成されている既存の決定機構を変革しようとしている点である。北自身も述べているように、ソヴィエトやフランスの革命当時と異なり、「改造」目的を達成するための潜在的基盤は日本ではかなり整ってをり、従って大規模な流血革命によることなく、最少限度の犠牲を以って目的とする政治体制を構築できると考えたのであった。すなわちその潜在的基盤とは、当時なお支配体制の頂点から底辺にまで浸透していた皇室信仰から引き出される権威と、この権威が民族全体の間にも再補強されるべき媒介体として、皇室信仰をもっとも純粹かつ行動的に体現していると考えられた在郷軍人団組織とである⁽¹²⁾。この在郷軍人団組織を利用してそのまま「国家改造内閣」の直属機関となし、いわばナチスの親衛隊に類比される警察機能——警察と私有財産限度額の調査——を果たす機構に充当し得ると北は考える。

右のような潜在的基盤を背景として、ただ「改造内閣」を成立させるためにのみ犠牲を払えば、あとは現行体制を根本的に変革することなしに国家社会主義が実現され得る。この「改造」された体制を以って国際社会の権力闘争に向かい、民族的エネルギーを総合的に発揮することが可能になるという論理である。

従って、北の「改造構想」においては、また階級対立の矛盾を解決する方法は被搾取階級を担い手とする革命ではあり得ない。かえって、天皇の権威を媒介とした精神的民族共同体の理念を高揚し、この理念の下に形成される「改造国家」に権力を集中することによって、階級対立のエネルギーを国家の手で吸収し解消し転用しようとするのである。その改造の主体となる担い手は、ブルジョアジーでもプロレタリアートでもなく、また手のかかる啓蒙を必要とする大衆でもなくて、すでにふれたように著しく国粋主義的な在郷軍人団組織であった。またこのように天皇という既存の権威を利用することのゆえに、大衆を把握する独裁的指導者の代替作用を考案する必要もなかった。北において政治指導のストラテジーが論じられ得なかった理由の一つはこの点にあったと考えられる⁽¹³⁾。またそのことのゆえに北は、ファシズムやボルシェヴィズムにみられるような独裁権力の政治指導

を日本に導入してはならないし、自分たちは決してファツショではないことを誇らかに強調しているのである⁽¹⁴⁾。

つぎに、北において特徴的なことは、家父長制支配の秩序原理を活用しようとはせず、かえってこれを否定している点である。彼は長子相続制を「家長的中世期の腐屍」⁽¹⁵⁾として批判し、相続権の平等を説いている⁽¹⁶⁾。この点は、日本語に代りエスペラントを国語に指定しようとする発想⁽¹⁷⁾と並んで、伝統主義と背馳する急進的な近代化要因を打ち出しているものといえる。

これら近代的性格を帯びた北の発想は、現体制変革のイデオロギーとして多大の影響を与えながらも、なかんずく軍上層部においては忌まれる結果をもたらしていたと考えられる。それは北が必ずしも既存の軍組織を中心とする権力機構の確立を歓迎せず、在郷軍人団組織を起用しようとしていること、また彼の天皇観が国体を進化するものと考えたこと、などの理由による。のちに軍将校に向けて北を批判した論文には、前者の点については、ソヴィエトの体制に倣って「皇軍」を「革命ノ私兵化セント」するもの⁽¹⁸⁾、後者の点については「万古不易」であるべき日本の国体に背馳するものとしてそれぞれつよい非難が加えられている⁽¹⁹⁾。そうして、北の思想はまたこのような近代性のゆえに、家父長制支配に復帰しようとする他の「心情主義」的なイデオログたちと際立った差異を示しているのである。

ところで、「国家改造」を必要とさせるような国際的環境に対して、北はどのような対外発展のイデオロギーを唱道するか。まず注目されるのは、国家が「開戦ノ権利」を有すると主張したことである。北によれば、この権利は、単に自衛権のみならず、「不義ノ強力ニ抑圧サルル他ノ国家又ハ民族ノ為メ」および、「不法ノ大領土ヲ独占シテ人類共存ノ天道ヲ無視スル者ニ対シテ」行使し得るものとする⁽²⁰⁾。この発想は、「無産者ノ権利」の概念を国際間にまで飛躍して拡大し、不満足国家が満足国家に対して主張する現状変革、具体的には満蒙に対する日本の強硬政策を正当化するイデオロギーとして適用したものと考えられる。けれども北は単に権力闘争の面についてだけこのイデオロギーの適用を考えていたわけではない。日本が、彼の「改造」案どおり、搾取なき「合理的国家」「革命的大帝国」⁽²¹⁾となった暁には、もはや他国を植民地化する必要はなく、これと異なって彼の考える「改造」された国家体制をアジア諸国にも実現させ、日本と対等の地位を与えてその盟邦国となし、欧米やソヴィエトの強大な勢力圏に対抗し得る版図を築こうとする意図を蔵していた。平等主義の近代的政治原理に粉飾された「八紘一宇」思想のユートピアを造出しようとしたものといえる。それはまた、明治以来、対外進出のイデオロギーとして一貫して主張され続けた「大アジア主義」の一類型でもあった。さらに「大アジア主義」は「国際協調主義」と鋭く対立するテーゼでもあることから、北によって打ち出されたこ

の思想の影響力が、たとえば五・一五事件の首謀者藤井齊に対してみられるように顕著であったことは、ワシントン体制下でとられて来た日本の外交政策の基調に基本的変革を加え得るイデオロギーとしての意義をもったことをも意味するといえよう。

北の思想体系は、彼と死を共にするまで提携関係に立った西田^{みつぐ}税によって、ひろく軍および民間国粋主義団体に宣布されている。

ところで、北の「改造法案」には、農村問題についてはほとんどふれられていない。しかるにこの視点から「国家改造」の必要を唱道する反権力主義的ないわゆる「農本主義」のイデオログがあった。その一人でとくに五・一五事件の民間側主犯となった橘孝三郎についてみると、その思想はつぎのようである。

まず、国際社会の権力闘争が激化しつつある状況は、必然的に階級対立に基づくよりは国民社会を価値基準とする政治経済体系の樹立、すなわち民族主義の普遍化をもたらしている。このような国際的環境に対応する日本の未来社会は、「富国強兵」に焦点を合わせた「国民社会的計画経済」を確立しなくてはならない、と説く⁽²²⁾。

彼の使用するこの概念は、資本主義的経済活動を国家管理へ移行させるいわゆる社会主義ではない。橘によれば、衣食は人間生活の基本を構成するもので、この衣食を供給するものは農村にほかならない。西洋資本主義国家はすべて農村の自給自足関係を破壊して衣食を輸入に依存する結果、相場変動による社会不安を招来する。ところで、兵農一致は国防国家の通則であるから、農村経済の崩壊は国防力を危殆に瀕せしめる。

このように論じる彼は、農村のあり方を国民社会が当面している問題の中核に据え、この農村を疲弊させた原因として、商人や政治家による米の買い占め、高価な小作料などを挙げ、このような流通機構の不合理は、国家機構の改革なしには打破され得ないとする⁽²³⁾。この場合に、橘によれば、農民とは資本主義体制外的存在であり、また、農村を機械化するよりは手工業的経営の方がかえって生産性が高いと考えて、小作が大農に合併されることにより、大農と零細農との間の階級対立が生起すると説くマルクス主義は、この点で日本には適用され得ないと論じている⁽²⁴⁾。

農民と労働者とを、その社会的性格において峻別し、マルクスの階級対立観を否定した橘は、そこに、東洋的農耕社会中心の「相互信頼」「共存共栄」に基づく空漠とした「愛国同胞主義」の思念を導入し、一切の資本主義的発想とその精神的基盤となる都市社会の文化と対決しようとするのである⁽²⁵⁾。

空漠とした「愛国同胞主義」の内容として、橘は「鞏固な中央政府と地方組織」を挙げている。しかるにこの概念もまた、彼の場合には近代的中央集権国家を前提としたものではなく、逆に伝統主義的な自治共同体組織を前提とし、この組織を調整する機能を果たすものとしての中央政府を考えていたにすぎない。従って彼の案出しようとする未来国家で

とられる方策とは、土地の国有ではなく、国民的管理なのであり、部落建設による伝統的な農村社会の復活再編成なのである⁽²⁶⁾。この共同体理念は、天皇を民族共同体の家父長に据えた「教育勅語」の理念への復帰を意味する以外の何ものでもない。

ところで農本主義を実現し得る「国家改造」の担い手を彼は、「救国済民の大道を天意に従って歩み得る志士の一团」に求め、「国民大衆はまたかくの如き志士にのみ従ふ外ない」と考える⁽²⁷⁾。そうして、このような「志士」の資格を備えている既存の階層を、彼は農民と軍人に見出そうとする。その理由は、彼の描く国防国家の成立条件が兵農一致であり、また、「愛国観念」「同胞観念」を体現する階層も軍人と農民にしか見出されないからであった⁽²⁸⁾。

橋の思想を一言にしていえば、伝統的秩序への復帰である。明治国家の精神的支配原理の基礎をなしていた農村社会の崩壊を以って国家的危機と考え、その救済手段として資本主義的諸機構を日本から放逐し得る国民共同体の理念を復活させようとしたのであった。

この点で橋の「国家改造」思想は、北にみられる合理主義的発想と異なり、心情性の強調、現実のパワー・ポリティックスに対する認識の著しい抽象性など、主観主義的発想がめだっている⁽²⁹⁾。非現実的な主観主義の過剰は、実践の強調によって認識の客観性を排除する。橋が部落建設の実践に打ち込み、五・一五事件ではすすんで直接行動に走ったのはゆえなきことではない。

橋と類似した農本主義を唱道した榎藤成卿は、「一郷一邑の自治」を基本とした「君民共治」の政体を説いたことで著名であった。榎藤も橋と同じく、国家を超越した人間生活の根底をなす条件は「社稷」、すなわち衣食住の安定であると考え、村落共同体の自給自足を人類社会のあるべき理念であるとみなす⁽³¹⁾。このような普遍主義がもっともよく実現されて来た歴史をもつのが日本なのであり、「個人は個人みずから治め、郷邑は郷邑みずから治め、その郷邑集りて州郡をなし、邦国をなし、天下をなしたるは、実にわが建国の要諦」⁽³¹⁾であると論じている。ところで、日本でも、「社稷観念を失却すれば、一面にその治下の郡邑に利害抗争の弊害を生じ、一面に政府の内部に権力独占の弊害を生ずる」ことになる⁽³²⁾。明治維新以来、「外来思想」に基づく政治、経済制度が採用された結果、伝統的な自治組織は破壊され、貧富の懸隔が著しくなった。この結果、兵農一致の条件がくずれ、農村の疲弊は軍事力を弱体化させた⁽³³⁾。この状況を打開する方法は、共同体意識の復活——すなわち、「共存互済の規矩を正す」⁽³⁴⁾ 自制力の補強——をにおいてほかにない。「習慣の努力が大いにその調和的効能を現わす」⁽³⁵⁾ 農村共同体の秩序理念を工業社会にも拡大して、「資本家と労働者も相持ち」⁽³⁶⁾ との発想によって、階級対立を吸収しようとする。「社稷」を忘却した「自国の弊害」が、「外面よりする他の思想を迎え入れる」⁽³⁷⁾ のであるから、このようにして農村共同体の秩序意識が回復された時には、

西洋思想は日本に不必要なものとなる、という結論である。彼はまた農本主義の社会は満蒙や台湾に見出されるから、アメリカへの移民を転じてこれらの地に送るべきであるとも提唱する。

権藤の思想は、農本主義を説くことによって、またその共同体理念から導き出される官治主義批判——中央政府と都市に集中した富と権力の解体——を提唱したことにより、当時の現状変革と、あるべき体制のイメージを供与したといえよう。ただし、権藤の思想はきわめて歴史主義的で、しかも現状変革の手段についてはほとんどふれていない。彼は橘のように実践的でもなかったが、しかし現状変革のきっかけとなる直接行動を担うことが期待されるひとびとには、かなりの教唆を与えている⁽³⁹⁾。そうして権藤は、「改造国家」のとりべき政策については具体的内容を提供し得る人物として、五・一五事件の主犯らは、彼を国政改革の重要ポストに推そうとしたのである⁽⁴⁰⁾。

注

(1) 緒方，前掲書。

(2) George M. Wilson, *Radical nationalist in Japan: KITA IKKI, 1883—1937*, Harvard Univ. Press, 1969.

(3) 北輝次郎，日本改造法案大綱（高橋正衛編，国家主義運動，2，『現代史資料』，5，みすず書房，昭和39年，所収）。

(4) 同上。

(5) 北輝次郎，国体論と純正社会主義，（北一輝著作集，第一巻，みすず書房，昭和34年）。

この基礎原理について彼はつぎのように云っている。「一切が生産によりてのみ実現さるゝことを知りてトラストの進化を更に進化せしめ，……資本家間のみの合同を更に全社会の大合同に來らしめ，私人の権利たる生産権を国家の目的と利益との為めにする公権となし，個性発展の競争と公共心の強烈なる動機によりて全社会を驚くべく富有ならしむることに在り」。進化論の影響をつよく受けていた彼は，富の独占を排斥しつつもめざすところは下層階級を「経済的貴族階級」にまで引き上げることにあるとする特異な理論を展開している。

(6) 同上。(7) 同上。(8) 同上。(9) 同上。(10) 同上。(11) 同上。(12) 同上。

(13) もっとも，北は明治天皇の有した政治的指導能力には絶大の信仰を有していた。彼はその自宅に設けた拝壇に，日蓮とマホメットのほか，明治天皇をも祭っていたという。従って北は，神格的権威を有する天皇に，政治指導の問題を帰一させようとしていた面があったのではないか。摂政裕仁皇太子の行動に，北はつよい関心を示している。

(14) 北，前掲書。(15) 同上。(16) 同上。(17) 同上。

(18) 調査彙報，第五拾号—北一輝著「日本改造法案大綱」の批判—，陸軍省，昭和11年。

(19) 同上。

(20) 北，前掲書。(21) 同上。

(22) 橘孝三郎，愛国革新本義（前掲，高橋編，国家主義運動，2，所収）

(23) 同上。(24) 同上。(25) 同上。(26) 同上。(27) 同上。(28) 同上。

(29) 藤田，前掲書。

(30) 権藤成卿，自治民政理（橘川文三編，超国家主義，筑摩書房，昭和39年，所収）

- ③¹ 榎藤成卿，自治民範，平凡社，昭和2年，257—282。
③² 前掲，自治民政理。
③³ 同上。③⁴ 同上。③⁵ 同上。③⁶ 同上。③⁷ 同上。③⁸ 同上。
③⁹ 滝沢誠，「榎藤成卿覚え書」，昭和43年，134頁。 ④⁰ 同上，123頁所収の藤井齊書翰。

第三節 直接行動主義の生成

政党内閣と軍との対抗関係は，新たな政治的統合を実現しうる権力の拡大を志向しながら，軍部内に現状革新の気運をよんだ。とくにロンドン軍縮条約以来，その気運は波動的に「国家改造」運動の企てを生み出し，ついに五・一五事件において実行にうつされた。この経過を以下に辿ってみよう。

まず陸軍については，北輝次郎に傾倒する元陸軍大尉西田税が，昭和2年，「天劍党」を組織して「国家改造」の必要を陸海軍青年士官に説き，同志を募った⁽¹⁾。そののちロンドン軍縮条約は陸軍部内にも影響を与え，昭和5年夏，参謀本部露班長橋本 欣五郎（中佐）ら佐官級を中心とする「桜会」の結成をみたが，その「趣意書」⁽²⁾によれば，日本の国力が衰退しつつある現状は，政府が「国家百年の大計を忘却し，列国の鼻息を窺ふことにのみ及々として何ら對外発展の熱を有しない」点に起因するとなす。そうして，ロンドン軍縮条約の締結は，やがて陸軍に対する相次ぐ軍備縮少ともなわねばならぬに違いないと考えた。橋本中佐は，そこで「国家改造」の必要を唱道する意見書を，軍務局長小磯国昭（少将）らの将官に上申した。しかるに，「將軍連中は唯事平穩を望む以外何等の持物なかりし」⁽³⁾様に見受けられた。

そこで橋本中佐は，政権と密着している軍上層部への期待を捨てて，中堅佐官級を中核とする同志を募り，民族の危機を救う「国家改造」のためには，「必要ならば武力の行使を辞せず」との決意を固めた。この点について橋本は，「軍人にして直接国政に参画すべき性質に非ずと雖も」「報国の至誠は……為政者の革正国務の伸張に資するを得べし」と考えた⁽⁴⁾。この場合，橋本の経歴を作ったロシア班が，軍官僚制の秩序意識をはなれた一種の投機的謀略主義の伝統を有していたことから，容易に個人的危機感を以って階級秩序意識の優位におくことを可能にさせたとの観方がある⁽⁵⁾。

こうして陸軍における「国家改造」運動の中核となった橋本は，計画をすすめるに当たって陸海軍の結束を必要と考え，海軍側に働きかけたが，この結果「桜会」とは別箇に成立した「星洋会」も，「海軍方面に中心人物なく」⁽⁶⁾消極的であったという。僅かに霞ヶ浦海軍航空隊に積極的分子があったが，この航空隊からは，すでに海軍部内革新分子を募る運動をおこしており，のちに五・一五事件の立案者となった藤井齊（中尉）および同事

件の主犯古賀清志（中尉）らが加わっている。彼らが多く、海軍では新戦術分野に属する航空隊勤務であったことは、機械化戦の劣性認識という意味でも、伝統の枠に捉われないという意味でも、直接行動の主動的役割を担い得たことは注目すべきであろう。

さて、陸軍における佐官級革新分子は、昭和6年2月の第59帝国議会における幣原発言問題をめぐる与野党の乱闘事件を知り、「心底にむらむらと議会撲滅の信念を強固ならし」⁽⁷⁾めた。彼ら革新分子は、一方で小磯、建川（美秋、参謀本部第二部長、少将）ら軍上層部を説得し、他方、赤化対策のため陸軍の依頼により来講していた大川周明と提携して、大規模な「国家改造」計画をすすめ、陸相宇垣一成を首班に推戴する「国家改造」内閣を樹立しようとした。その方法によれば、左右両翼の反議会主義勢力を糾合して示威行進をおこし、議会、および、政友・民政両政党本部、首相官邸を爆破し、他方、軍（陸軍）は議会の占拠し、現内閣を総辞職させ、宇垣への大命降下を実現させる手筈であった⁽⁸⁾。この計画は、直前になぜか宇垣が態度を変じ、橋本ら革新分子に擁立される手筈に反対したので失敗に終わった。宇垣は、彼らに擁立されなくても、次期首班になり得る期待を抱くに至ったためであるともいわれている⁽⁹⁾。

未発には終わったものの、「三月事件」と称せられるこのクーデタ計画は、軍中堅層と民間国粋主義団体が提携して「国家改造」に着手しようとした第一歩として注目される。少なくとも軍において従来の階級秩序によりきびしく規制されて来た行動意識の枠を大きく揺り動かしたのである。

ところでまたこの「三月事件」は、昭和6年9月に勃発した満洲事変とも関連を有している。満洲事変は、第二次若槻内閣の陸相南次郎、参謀総長金谷範三らによる軍統制の枠をやぶって、露班長橋本、関東軍参謀板垣征四郎・石原莞爾らのレベルで、独自の連繫の下ですすすめられたものである⁽¹⁰⁾。満洲事変をきっかけとして国家政策を対外強硬に転回させることに成功した陸軍革新分子は、さらに、このような政策転回の推進に対応し得る政治機構の「改造」をめざして、再度、いわゆる「十月事件」と称せられるクーデタ計画を企てた。

この企ては、閣僚を斬殺し、警視庁を占拠するとともに、陸軍省、参謀本部をも包囲して軍に出動命令を下す権限を掌握し、政党、財閥を襲撃するとともに報道機関を占拠する。こうして倒壊した既往政権に代って、軍革新派と大川ら民間右翼との連携による「改造内閣」を樹立する。その際に、天皇との連絡の任務は、軍縮反対派の頂点にあり、天皇の信任も厚い元帥東郷平八郎に委嘱する。また、首班には、さきに宇垣に苦杯を嘗めさせられた橋本らとしては、陸軍における革新派青年士官の信望を集めている反宇垣派の荒木貞夫（教育総監部本部長、中将）を推す、というものであった⁽¹¹⁾。

この「十月事件」計画は、事前に憲兵隊に探知され、首謀者橋本らは検挙された。

「三月事件」、「十月事件」は、いずれも軍権力機構内部の中堅将校と、民間国粋主義団体との提携による、著しい権力志向性を帯びたクーデタ計画であった。たとえば、橋本らは、「改造内閣」の重要ポストについて、配下の者に分配を放言しているのは、そのあらわれの一つといえる⁽¹²⁾。このようなクーデタ計画は、軍上層部との連携（三月事件）または庇護（十月事件）の状態の下において生成され得るが、一旦軍上層部の庇護を失なうこと、すなわち、破壊の担当者自身が軍という権力機構からの脱落を招くおそれのある状況に至る極限において消滅する。「三月事件」、「十月事件」の連累者らが、いずれも軍上層部の庇護をなお受けられることが期待される限界内で行動したことは、彼らに対する処分がほとんどなされず、しかもこれらの事件は部外に秘された事実によっても明らかであろう⁽¹³⁾。同時に、憲兵隊による検束、軍上層部の非協力がこの二つの事件で明白となったため、以後このような権力志向性を帯びたクーデタ計画は、陸軍佐官級からは生まれていない。

付言するならば、軍権力機構の特権的地位を前提としたクーデタ計画は、その特権的地位からの脱落を嫌うばかりでなく、また、軍の地位自体を解体に導くような思想を排除する。「三月事件」、「十月事件」の計画では、いずれも北輝次郎の描いた「改造」方程式は、みごとに踏襲されている。また、「十月事件」ではもはや左右両翼の大衆的動員計画がみられないことは、それまでの期間に、「桜会」を通じて在郷軍人団組織に働きかけ、その全国的運動基盤を作りつつあったことと関係があるように思われる⁽¹⁴⁾。

上述のように北の思想は、「改造」を達成する手段の面においてはかなりとり入れられているものの、「軍政府」の志向と抵触する諸部分はいずれも無視されている。なお、北・西田がこれらの計画に参加しなかったのは、大川周明が軍の将・佐官級と提携関係にあり、しかも大川と北・西田とは対立関係にあったという人脈に起因しているところが大きい⁽¹⁵⁾。

「三月事件」、「十月事件」が失敗に終わったあとにおこった、血盟団、五・一五事件は、いずれも軍の特権的地位に寄生する態度を脱した、いわゆる「捨石主義」の直接行動に徹しようとする新しい運動形態であった。このような運動形態を担い得る資質は、三月・十月の両事件の担い手よりも、さらに年令的に若く、その地位も、権力を志向するにはまだ距離のある尉官級、あるいは士官候補生級分子に見出された。兵卒層は軍機構における従順な被治者であって、軍の秩序に反逆してまで行動をおこすエリートの資質を欠いていることから、「改造」運動を推進する担い手とはなり得ない。むしろ尉官級分子に、農村窮乏に苦しむ兵卒層の利益を代弁しようとする動機づけとなって返って来ている。

以上のような担い手の位置づけは、五・一五事件において明白である。五・一五事件における企画の中核となったのは、その決行直前に戦死した海軍大尉藤井斉であった。藤井は兵学校時代より、大川らが主宰していた「大学寮」に参加して「国家改造」に強い関心

を抱き、のち、西田税の組織した「天劍党」にも加わっている。翌昭和3年、海軍部内に同志を募って、部内革新分子を糾合した最初の結社「王師会」を組織した。陸軍部内における「桜会」の結成に先立つこと2年半である。「王師会」の綱領、宣言⁽¹⁶⁾にみられる特徴は時期的にもロンドン軍縮問題以前であったゆえか、「桜会」の趣意書に比し、内外情勢に対する危機感の表現がきわめて抽象的で、それだけ過激かつ夢想的でさえある点に見出される。とくに彼が海軍兵学校時代から抱き、北・西田の思想的影響をさらに受けた結果、強く打ち出した「大アジア主義」において、日本は「世界連邦国家の盟主」となる使命をもつとまで極言している。

ところで藤井は、のちに五・一五事件の主犯となった古賀中尉ら40名に上る海軍部内青年士官・下士官を同志に加える指導力を発揮したものの、陸軍における橋本のような権力性をもたず、またそのような動きも示すことなく、陸軍側のクーデタ計画にも積極的には参画していない⁽¹⁷⁾。橋本はこのような海軍側革新分子の消極性について、「国家改造に……数歩遅れありしたため、及海軍の改造派は多く中大尉方面にありしたため……」と分析している⁽¹⁸⁾。これは、藤井よりも権力に接近し、かつ具体的な「改造」案を創設し得る年令と地位にある革新分子を海軍部内にほとんど輩出し得なかったことを意味する。その理由については、陸軍に比し、海軍は伝統的に開明的気運が優勢であり、また政治権力との距離も陸軍に比し遠かったこと、満蒙問題のような差し迫った、しかも恒常的な戦闘目標に向かって、部内の関心が統一されていなかったこと、などが挙げられよう。なかんずく、上層部は岡田啓介や谷口尚真軍令部長ら「条約派」が優勢で、強硬な元老＝政府と部内「艦隊派」の間を調整し統一に努力していたので、海軍青年将校らの革新運動は、陸軍における両事件の場合と異なり、上層部と断絶された形ですすめられざるを得なかったと考えられる。このほか、陸・海軍間の伝統的な区分の溝が、両者の提携を阻止する要因として働いたことも見逃せない。従って「王師会」の系譜に代表される海軍側の革新意識は、ロンドン軍縮問題をきっかけとして著るしく昂進をみせながらも、陸軍よりもより狭い基盤のなかで、具体的な権力への志向性を帯びないままに発達したものと考えられる。

ところが、この綱領の抽象性ないし多分に夢想性と、その成立基盤が非政策的領域にとどまっていたことは、「三月事件」、「十月事件」のクーデタ計画が失敗したあと、「捨石主義」あるいは直接行動の、より過激な手段による革新運動の担い手となる資質を温存することとなったとも考えられるのである。

この点で、藤井が無二の盟友として提携するに至った日蓮宗信者井上昭の「国家改造」論がきわめて抽象的夢想的であったことは、偶然ではないように思われる。

井上昭は、専門学校を中途退学し、渡満して陸軍の諜報活動に従事した経歴がある。幼時から懐疑的性格を有していた彼は、やがて安心立命を志して最初キリスト教、ついで禅東海大学紀要政治経済学部

宗、最後に日蓮宗に入信して自己の信念を確立した⁽¹⁹⁾。彼の神秘主義傾向を帯びた哲学によれば、西洋の個人主義的な政治経済制度は「差別相対」の思想であり、宇宙の本体が「同根一体絶対平等」である原理に反する。しかるに日本の天皇制家父長支配の秩序は、まさにこの宇宙の原理を体現するものである。従って、西洋思想を排除し、日本の「国体」を絶対視することにより、国内の不安は一掃され、民族エネルギーの総合的発揮が可能となる理想社会が実現する。このように考える井上は、「究極ノ否定ハ即真ノ肯定」と断じ、直接行動による現状破壊を正当化するに至る⁽²⁰⁾。宗教観宇宙観を前提とする普遍主義は、原理に忠実な実践あるのみとの行動意識を生み出し、現実のパワー・ポリティックスの脈絡を超越する。このようにして生まれた求道者スタイルの「破壊屋」——彼はみずからそう任じていた——は、権力を志向せず、従って権力の状況変動によってその「使命」をはかりにかけることをしない。

「同志ハ思想モ成敗モ恩愛モ一切ヲ超越シ日本天皇国ヲ生クル唯一絶対ノ道トシテ自ラ革命ノ犠牲的捨石ト為リ支配階級ノ最モ尊重スル彼等自身ノ生命ヲ脅威シ相俱ニ現状ノ破壊ニ斃レ以テ支配階級ヲシテ自衛上已ムヲ得ス反省シ革新ノ拳ニ出テサルヲ得サラシムルト共ニ愛國諸団体ノ自覚結束奮起及国民大衆ノ覚醒ヲ促シ昭和維新ノ氣運ヲ促進セサルヘカラス」(血盟団事件判決文井上昭の項より)

従って井上にとっては、「国家改造」の具体案は大して問題ではなかった。彼はこれを家屋の再建にたとえ、「破壊と共に死なねばならぬ役割を担当する者が自分の死後にどんな建築をするやら判らんのだ。ソレを気にして設計図を遺して置く程吾々は妄執を持たない」⁽²²⁾と論じ、また、このような「破壊屋」の役割と意義についてはつぎのようにみずから評価している。「外国の例にしても我国の明治維新の例にしても、最初少数の熱情家が現実の悪逆に堪へられなくなって成敗を超越して起爆薬的行動に出る。そんなのが其後時を置いて或は継続して幾度か烽火的に燃え上る。こんな事で何年か経過するが最後に軍隊を動かす者が軍内か民間にかは別として、兎も角武力を持って既成勢力を打破して改造建設に入るのが常だ。だから明治維新の時の水戸と長州との破成同盟ぢゃないが、^(ママ) 伶俐者が皆「成」に就き度いのが人情で、自ら進んで「破」に就かうと云うのは余程大馬鹿者なのである。だがこの大馬鹿者が居らんと事が始まらない。そこで私は一面確に失望を感じたのであるが、半面にはこの馬鹿仕事は自分の様な使途の無い奴に最も適当した仕事だ、自分は曾て滞支十年間の経験に依って破壊的な仕事は多少自信がある。よし自分でやろう、と考へた」(傍点、田中)⁽²³⁾

ところで、このような「破壊屋」井上に、ロンドン軍縮問題のもたらす国家的利害を説いて、政治的現状に関する情報を提供したのが藤井齊であった。藤井の得ていた情報は、海軍部内のほか、北、大川ら民間国粋主義団体との連絡が緊密であって、この方面からも入手されていたと考えられる⁽²⁴⁾。

ロンドン軍縮問題、これに関連しておこった統帥権干犯問題について、当時藤井が抱いていた危機感は、その書翰類によればつぎのようである。まず対内的には「兵馬の大権を内閣即ち政党の下に置き換えて大元帥を廃せんとする計画なり、今や政權は天皇の手を離れて最後の兵権迄奪はんとす」⁽²⁵⁾ また対外的には「今や海軍軍人の日米戦争を望むや切なり。……然れども飛行機等実戦に使用し得るものは八十機に過ぎず。在庫品は一機もなし機械の不良なる。十年は後れたり。財政は立ち行かず地方は極度に衰へ人心の萎縮此の如し……若し戦ふとも負くるかやつと引分くるかなり」⁽²⁶⁾ こうして藤井は「順序は先づ国内の革命なり。この革命をやり切らぬ日本ならば日米戦は無論、再び地上に生存する価値無き国也」⁽²⁷⁾と極言するに至る。

ではつぎに、井上・藤井ら直接行動主義者は、なにゆえ大衆運動に訴えようとしなかったか。この点について井上は、「従来ノ倍加運動ノ方法ヲ以テシテハ此ノ焦眉ノ急ニ応ズル能ハサルノミナラス 之カ実現ノ暁ニハ大衆運動タル当然ノ結果トシテ官憲ト大衆トノ衝突ヲ惹起シ流血ノ惨禍大ナルモノアルニ想到シスル結果ヲ招来スレハ自己ノ革命精神ニ反スルモノト」⁽²⁸⁾考えている。

また藤井は、「人民を利用する心——既成政党、無産党式の心理起る時日本主義者も墮落なり」⁽²⁹⁾「現代の弊は弁論に墮することだ。如何に本人の心魂を毒し至誠の精神を賊せるぞ。只吾人は比等の党の行動文書——文書は行動を誇大に報告している。而して他を煽動せんとするもの人を相手に而も利用して事をなさうなんか云うことは最も悪い。左翼の大衆運動はこれである。所謂日本主義者も段々これにかぶれてゐる。大衆に革命は出来ない！ 出来るやうなら革命の必要なし。……暗殺は革命の大部を決す」⁽³⁰⁾と記している。

以上についてみれば、第一に考えられる要因は、彼らが認識しているような危機的状況は、大衆においてはこれの認識する能力がない、自分たちは、大衆の利益代表ではない。大衆より高い位置にあるエリートであるゆえに、大衆のために犠牲になろう、という侮蔑意識、および恩情主義である。第二には、国粋主義団体の言論活動に対しても治安当局の監視、規制が強くなり、過激な煽動活動に十分な効果が期待され得なかったこと、第三に、彼らが単に手段の一つにすぎないと思える大衆運動のもたらす国内的動乱がかえって国力の疲弊を来し、彼らの描いている国力伸張の目的と矛盾する結果を招くであろうこと；第四には、大衆運動がたとえ効果をもたらずとしても、そのために要する時間を考えた場合、彼らの抱く危機感がつよいほど、迂遠でかつ不利益な手段と見做されたこと、などの諸理由に基づいていたといえよう。彼らの大衆観からも、また状況認識の上からも、大衆運動の方法は彼らにとって無縁のものであった。

この点に関連して、さきに幕末維新期を通じて頻発した暗殺およびクーデタの性格が、
東海大学紀要政治経済学部

武装集団である士族層のエリート意識と不可分であったことを想起したい。暗殺は権力への距離が遠い位置にある者の先覚者的エリート意識に基づく存在の顕示、すなわち示威であり（井伊暗殺）、クーデタは権力獲得の最短距離を走る手なれた手段として、政権をめぐる周辺集団によって企てられる（12月9日の政変）。そうして、いずれの場合においても、その行動の指導原理は対外的危機に対応する軍事国家の形成であった。

幕末維新时期において身命を賭して演じられた「志士」的行動の指導原理と役割とは、現体制に容れられない欲求不満を感じているエリートたちの行動に有力な方向づけを与えた⁽³¹⁾。なかんずく、政府の開明的政策に対抗しつつ守旧的伝統主義の綱領を貫徹しようとし、隠然とした反政府勢力の拠点を築いた西郷と私学校のイメージが与えた影響は大きい。単に軍事国家の形成を志向したのみならず、その「心情主義」的な反体制意識と、体制を超えた天皇の権威に対する崇拝に徹した西郷の存在は、いままた昭和初期に生成されつつあった体制改革運動の原型ともなったのである⁽³²⁾。

ところで由来、政治的暗殺は、あるべき体制に対する熱狂的信仰を前提とし、その体制の枠組はすでに現実に存在してをり、「奸臣」がたまたま政治の方向を誤らせているとの現状認識から、「奸臣」を除けばあるべき体制が展開するとの考え方に基づくものが多い。正当性の根源である「国体」を擁護するためには、単なる合法性の枠をこえて「暗殺ハ最高ノ道徳」とまで意識される。革命ではなくて「掃除」であり、これがやや組織的な思考形態を伴った場合に「改造」となる。革命と「改造」とはこの点で本質的に異なっていると考えられる。

さて、それでは筆を転じて、昭和初期における直接行動主義の運動に中心的な存在となった井上と藤井の交渉関係をみてみよう。

両人がはじめて知り合ったのは、昭和5年1月頃であった。両者がとくに密接な関係になったのは、すでに述べたような思考形態の共通性があったことのほかに、地理的關係や人脈関係も作用している。藤井の勤務先である霞ヶ浦と、井上が起居していた大洗の護国堂とはきわめて近い。両者を引き合わせたのは水戸で「一洗会」を組織していた野口静雄であり、野口は藤井と同郷の佐賀県出身で茨城県庁に勤務するかたわら、大川周明が主宰する「行地社」の一派、金鷄学院の門下生でもあった⁽³³⁾。この金鷄学院には藤井も通っている。野口は県下で著名な「改造」論者井上を「一洗会」に招いた折、藤井もともに招いて、ここに井上と藤井が知り合うこととなった。井上によれば、「藤井の人相を見ると破壊力の素晴らしい男」⁽³⁴⁾であるとの印象を抱き、そののち、藤井の決意を鞏固にさせようとつとめながら、「聴て是れは同志になる人だと意識し而して深く交」⁽³⁵⁾わったと述べている。なおこのほか井上の兄は、この時から2年まえまで藤井と同じ霞ヶ浦航空隊勤務であったという関係もある⁽³⁶⁾。

井上と藤井の関係がますます深められた背景は、これだけではない。井上は、「陸軍側は概して海軍よりも狷介不倚とでも云ふか平家蟹式とでも云ふか容易に他人の意見に服従せない傾きがある」⁽³⁷⁾との印象から、藤井の率いる海軍側革新分子に対してとくに親近感を抱いたようである。井上は藤井の紹介で陸軍側革新分子菅波三郎（中尉）、大岸 頼 好（少尉）などとも知り合っているが、ともに謀るまでは至らなかった。井上のいう「狷介不倚」な陸軍側の態度とは、権力志向性に根ざすものであり、海軍側についてはすでに述べたようにその裏返しであったと理解することが可能である。

軍の派閥と国粋主義団体の離合集散する人脈関係のなかで、こうして井上と藤井とは直接行動に身命を賭そうとする同志の核心となって行った。既述した「十月事件」に際して、井上は、その計画が政権奪取の性格を有するものとしてこれに断乎反対を唱えた⁽³⁸⁾ことは、直接行動主義に徹する井上の態度を物語る。また藤井と西田税とが親しい関係にあるので、拡大して行く井上の人脈関係のなかでも、西田・北と対立関係にある大川との提携を控えるほど、藤井との関係を重要視している⁽³⁹⁾ことは、両者の結合関係がいかにかかわったかをあらわしている。

「十月事件」のクーデタ計画が失敗に帰したことをきっかけとして、一旦糾合されたかにみえた「国家改造」運動の人脈関係は、さらに分裂をはじめた。まず陸軍佐官級と尉官級の間に対立がおこり、橋本と菅波は訣を分った⁽⁴⁰⁾。そこで菅波らは、藤井・井上の人脈に引き寄せられて西田派とも提携するようになり、その結果、橋本ら陸軍佐官級以上と提携関係にあった大川派と西田派との対立はますます深くなった⁽⁴¹⁾。北・西田派と大川派とは、もともとその勢力範囲を陸軍上層部と下層部と異にしていた。その上、「十月事件」が失敗した原因をめぐる二つの臆説一北・西田が検挙をおそれて計画を宮内省へ密告したとの説、および逆に、大川が西田らの反対によって自分の庇護者である牧野内府を暗殺計画に加えざるを得なくなったので、計画を牧野に密告したとの説一によって、両派の対立は決定的となった⁽⁴²⁾。

ところで菅波ら陸軍尉官級革新分子は、藤井・井上の人脈に加わりつつもその直接行動主義には加担せず、まもなく西田・菅波らは井上を除外して別行動をとるようになった。

その有力な理由としては、昭和6年12月に成立した犬養内閣に、青年革新派将校の信望を集めていた荒木貞夫が陸相として入閣した事実が挙げられよう。荒木は国粋主義、軍国主義の口吻を以って世上に著名であったが⁽⁴³⁾、入閣によってその立場は微妙な修正を余儀なくされた。荒木としては、一方に煽動家として陸軍部内にみなぎる欲求不満のエネルギーを自己の権力に転化せしめるとともに、他方においてはこうして獲得した自己の権力的地位を政権内部でさらに高めるためには、それなりに政党内閣との協同作業の枠に制限される。陸相就任以前の段階で彼が使用した権力のための戦略は、ここに大きく

曲折せざるを得なかった。このような荒木の両面的態度は、しかし陸軍部内に、荒木を通じて「国家改造」を実現し得る可能性について、ひろく期待を抱かせることとなった⁽⁴⁴⁾。なかんずく菅波は、個人的にも荒木の知遇を受けて来ている⁽⁴⁵⁾。

西田・菅波らが井上・藤井らから離反して行つたのは、このような別の撰択肢への傾斜に基づいていたと考えられる。こうして昭和6年末ごろから、「国家改造」運動のなかで、権力を志向する集団と、直接行動を志向する集団とがかなり明確な分離を示して来る。前者の行動が荒木の存在によって慰撫されて消極化したのと対蹠的に、後者の行動意欲は積極化した。藤井・井上の同志的結合はその核心となり、この残された小集団によって、血盟団、五・一五事件への道が急速に展開することとなる。

ここで海軍側革新分子に直接行動を急がせるように働いた条件について、補足的にふれておきたい。この条件は、一般的には、大衆に対する意識の差異、陸軍側革新分子との性格上における基本的相異について述べた諸点以外に、少なくともつぎの二つが考えられる。

第一には、海軍側としては、日本とアメリカとの国力の差が、軍縮諸条約に基づいて大きく開く以前の時点昭和11年と予測し、これまでの間に対米戦争を是非とも開く必要があると考えてをり、そのために成し遂げておかねばならない「国家改造」を、早急に緒につけようと焦っていた⁽⁴⁶⁾。すなわち、陸軍側が満洲事変の勃発によって国内改革に向けていたエネルギーを対外的に発散していたのとは対蹠的に、海軍側革新分子による危機感の重点は国内改革に向けられたことである。

第二には、結集した海軍側の同志たちは、艦隊勤務によって遠隔の地へ四散せざるを得ない事情を堪えず憂えており、出来る限り早い機会に着手すること切望していた。井上もまたこのような海軍士官らの意向につよく刺戟されて、決行の時期を急ごうと考えるようになっていた⁽⁴⁷⁾。

井上・藤井らは、まず、直接行動に訴える決行の期日を昭和7年2月11日の紀元節と定めた。その手段の主なもの暗殺であり、その対象には、たとえば政友会総裁犬養毅（首相）、民政党総裁若槻礼次郎、宮中政治家西園寺公望、牧野伸顕、三井財閥系団琢磨、池田成彬、三菱財閥系木村久寿弥太などが挙げられている⁽⁴⁸⁾。

最初の決行予定は、1月28日に勃発した上海事変に藤井ら海軍側同志何名かが出征するという予期しない事態がおこつたため、変更を余儀なくされた。同志の間では、人数の関係上、上海から出征軍が帰朝するのを待って決行するべきであるとの意見が出た。そこで井上はまず自分が率いている民間側同志を動員してさきに決行に着手し、ついで出征軍帰朝後、海軍側が陸軍側革新分子に働きかけて、軍としてのまとまった後続行動をおこす案を提示して同志間の決定をみた⁽⁴⁹⁾。こうして本来一つの事件としておこるべき可能性をもっていた血盟団、五・一五の両事件が、それぞれ分離して発生することとなる。

井上の統率する民間側同志によってひきおこされた血盟団事件——井上らはみずからそう称していたのではない——は、その「一人一殺」の方針によって特色づけられる。

「一人一殺」主義はまた「一殺多生主義」とも呼ばれているが、この発想は彼独特の宗教的性格に由来するものである。その特徴は、前述した井上の「捨石主義」にもみられるように、「慈悲の心」、すなわち宗教的エリート意識を以って支配層および一般大衆の「覚醒」を目的とする方法であり、そのためにやむを得ず払う犠牲を最少限度にとどめること、および、「国家改造」に関する自己の信念をはっきりと宣明させることにおいて最も効果的であると考えついたのである。井上としては、彼が遂行しようとする暗殺はやむを得ない神聖な任務なのであり、これを遂行する者は宗教的信念を有する選ばれた志士の資質を備えていなくてはならないと考えた。また効果の点でも、一人対一人を以って遂行する方が適確であり、その結果の影響についても行為についての所信と責任を明確にさせる点で共鳴者がふえるであろう。一人一殺スタイルの直接行動主義がこうして生まれた。

従って井上は、配下の者10人にそれぞれ暗殺を担当させるに当たり、目標とした人物以外には絶対に危害を加えないこと、目標人物を必ずしも殺害する必要はないこと、目的が成功すると否とに拘わらず、生存して自己の信念を表明すること、を指示している⁽⁵⁰⁾。また彼は、同志となる人物を選択するに当たっても、とくにその宗教性、純情性、内向性、および係累のないことに重点をおいている⁽⁵¹⁾。

衆を語らうことを嫌った彼の偏向性は、国粋主義者たちの間においても特異なものである。この点について彼はつぎのようにみずから記している。「他の団体の同志獲得方法は恰も山の子供が落葉を掻き集める様な具合で何んでも彼んでも掻き込む、而して何事か試みようとする時には言語文章で煽動して働かせようとする……。其主張に共鳴して同志となり行動までも共にすると云ふ様な者は殆んど絶無と云つても良いのであって……。身を以て事に当ると云ふ者がいないのだから果して彼等がどの位真面なのやら見当がつかない有様だった」⁽⁵²⁾

しかし井上は、同時に、第二陣としての海軍側を中心とする破壊行動は、集団的であってより大規模な破壊力を発揮しなくてはならないことを認識していた。さらに、破壊が成功したあとに「国家改造」の任務に当たるべき人物——たとえば橘孝三郎をその一人に数えた——には、この暗殺計画に加わらないよう制止している⁽⁵³⁾。

「相俱ニ斃レル」——この破壊に徹底した井上の暗殺団には、北が描いた「改造」への方程式——戒厳令の発布、「改造内閣」への大命降下——は無用のものであった。井上も昭和5年、北の「国家改造法案大綱」を読んで、ふかい感銘を受けていたにも拘わらず⁽⁵⁴⁾、この方程式は、決行に際して一顧も与えられていない。こうして血盟団事件においては、ただ誰がいかにして目標人物を斃すか以外には、まったく計画性が捨象されてしまった。

表1 血盟団事件関係被告職業別など一覽表

	年令	出身	親の職業と続柄	学歴	職歴	職業	信条	経歴	枠組の形成	動機づけ	所属結社
井上 昭	49	群馬	医師・四男	東洋協会専門学校	宗教家	日蓮宗	満洲特務謀報機関	懐疑的性格			
古内 栄司	34	茨城	農業・長男	教員養成所	小学校教員	日蓮宗		幼時の尊王教育	貧富の差の矛盾		井上門下
小沼 正	24	茨城	漁業・五男	小学校	大工徒弟 東京市内店員			水戸の尊王教育	中小企業の疲弊		井上門下
菱沼 五郎	23	茨城	農業・三男	岩倉鉄道学校	無職			色盲による就職の失敗			井上門下
黒沢 大二	25	茨城	農業・次男	小学校	家事手伝				農村疲弊		井上門下
四元 義隆	27	鹿児島	会社員・次男	七高, 東大・文	学生	国		武士道教育	赤化慨嘆		七高敬天会, 柔道部主将, 金鶏学院
池袋正鈞郎	30	宮崎	農業・長男	七高, 東大・法	学生	国		武士道教育	赤化慨嘆		七高敬天会, 剣道部主将, 七生社, 金鶏学院
久木田祐弘	25	鹿児島	官吏・長男	七高, 東大・文	学生	国		尊王教育 菅波三郎の感化		人格教育の欠点 如君の愛国 の衰退	七高敬天会, 七生社
田中 邦雄	26	鳥取	質商・四男	松江高, 東大・法	学生					アメリカ流教育の偏重 生産主義の流入	七生社
須田 太郎	27	福島	農業・六男	国学院神道科	学生	国					国学院大学日本主義研究会
田倉 利之	27	鹿児島	教育家・長男	七高, 京大・文	学生			尊王教育 菅波三郎の感化			七高敬天会, 猶興学会
森 憲二	24	兵庫	米穀商・長男	六高, 京大・法	学生			尊王教育			猶興学会
星子 毅	27	熊本	農業・次男	五高, 京大・法	学生			尊王教育			猶興学会

前蔵相井上準之助、三井合名会社相談役岡田琢磨が相次いで井上配下の刺客に斃された時、井上は天行会長頭山秀三の下に一時身をかくした。そのわけは、上海事変に出征中の藤井齊——彼は井上と「ほとんど対等の関係にあった」——が戦死したため、井上としては第二陣を予定していた海軍側の行動を指導しなくてはならない立場におかれたと考えたからであった。なお頭山秀三は満の三男で、東京農業大学を卒業した翌昭和6年、大アジア主義、国粹主義を掲げる結社、「天行会」を組織して井上とは知己の間柄であった。

そののち井上は、警視庁の探索がきびしいので一旦は自決を考えたが、制止されて自首した⁽⁵⁵⁾。他の一党も、川崎長光を除いてつぎつぎに検挙された。こののち戦死した藤井のあと、サブ＝リーダーであった海軍中尉古賀清志をはじめ、三上卓、山岸宏、中村義雄らを中心として、海軍側革新分子の集団が、引き続き直接行動の計画をすすめるのである。

ここで、血盟団事件の連累者たちについて、表1⁽⁵⁵⁾により簡単な分析を試みてみよう。

まず、親の職業については、農・漁業7名、商人2名、官吏・会社員2名、教育家1名、医師1名となっており、農村出身者が過半数を占めている。つぎに出身地については、茨城4名、鹿児島3名、福島、群馬、兵庫、鳥取、宮崎、熊本各1名であり、水戸や鹿児島における尊王主義の精神的文化がその人格形成上に作用している点が認められよう。本人の学歴、職業についてみると、過半数を占める8名が大学、そのうち7名までが帝国大学の学生であった点が注目される。これらの学生はいずれも幼時、家庭で尊王主義の教育を受けており、高等学校、大学においてすでに現存の教育を外国崇拜に傾きすぎているとするつよい批判の感情を抱いている。彼らに革新思想の影響をつよく与え、その反体制感情にイデオロギーの背景を注入したのが、東大の七生社、京大の猶存学会であった。東大の七生社は、上杉慎吉の指導下に、大正14年ごろから東大法学部に結成された学生国粹主義団体である。同じころ京大にも、京大連事件にあらわれた赤化運動に対抗しようとする国粹主義の学生らが猶存学会を結成したが、この団体は大川周明の統率する行地社の系統に属していた。

七生社、猶存学会に属する学生たちは、それぞれその背景となっている上杉系の金鶏学院や大川の行地社に出入し、当時の国粹主義団体の動きにまき込まれがちであった。その渦中で井上と識り合う者も出たのである⁽⁵⁷⁾。このことは、国粹主義の各団体が、相互に独自の立場を固定し、派閥対立をうみながらも、その連絡情報活動はかなり体系化されていたことを物語る。

8名もの大学生が井上に傾倒した理由について、井上の信条がもつ純粋性、非権謀性が、若年で特有の抽象的発想をもつ大学生たちの共感を喚んだであろう点を指摘しなくてはならない。五・一五事件の海軍側被告、中村義雄(中尉)は、「対面の間に何ものか靈感を感じるのが日召です。あの年をして青年と同じ純真な気持で改革運動をするといふ人格に魅

せられました」⁽⁵⁸⁾と陳述している。このような井上の感化力は上記の学生たちについても発揮されたであろうしまた、血盟団事件連累者13人のうち11人までが30才以下の青年であったことにも関係しているといえよう。もっとも井上の方では、7人の帝大生のうち4人までを、破壊活動の担い手としては不適當で「建設」に貢献させるため同志からはずそうと試みたと述べている⁽⁵⁹⁾。

血盟団事件に関する警視庁の搜索が開始された頃、井上は、藤井の死後、海軍側同志の中核となる立場にあった古賀清志らに、第二次直接行動の決行を急ぐよう要請し、東京会館、華族会館、工業倶楽部などに政界の巨頭が集合した機会をとらえて、集団行動に訴える計画を提示した⁽⁶⁰⁾。井上の意を受けた古賀・中村らは、陸軍側の革新派西田・菅波に対して協力を要請したが、不成功に終わった⁽⁶¹⁾。さらに井上は、「三月事件」以来、大川周明が武器をかなり入手しているのを知って今回の挙にその提供を求めるとともに、併せてこの挙に大川の協力を要請することを古賀・中村に委託した。これらの事項について井上と談合するため、その隠れ家である天行会を度々訪問した古賀らは、頭山秀三をはじめ、天行会理事で頭山満の知遇を得ていた紫山塾頭本間憲一郎とも知り合った⁽⁶²⁾。

井上が3月11日に自首したあと、古賀ら海軍側革新分子は、直接行動計画の実現を急いだ。古賀らはさしあたり、血盟団事件に関係しながら搜索にもれて潜伏中の残党、橋孝三郎の愛郷塾、陸軍士官候補生の一団を、行動計画の同志に加えることに成功した。これらの諸グループとの提携はいずれも3月中旬ごろに相前後して成立している⁽⁶³⁾。

井上の考え方からは、橋は直接行動に参画させない方針であったが、古賀らはこのことを知らなかったので、ごく自然と見做したものであった。橋はただちにこの計画に賛同し、愛郷塾生のなかから同志となるべき者20名を選抜して「農民決死隊」と称した⁽⁶⁴⁾。

陸軍士官候補生らは、菅波の下に蛸集してその指導を受けていたが、「十月事件」後、菅波が井上らと一時接近するようになった時期に井上と相識った。井上はこの時から、彼らに直接行動の必要を説いて来ている。12月になって、士官候補生のうち「国家改造」の必要を論じたパンフレットを作成、陸軍部内に配布した関係者たちが退学処分が付されるという事件がおこった⁽⁶⁵⁾。これらの刺激に加えて、血盟団事件が決行された影響にもよるのであろう。陸軍士官候補生グループは、制止する菅波ら青年士官の統制下から脱し、古賀ら海軍士官側と提携するに至った。古賀らは、彼ら士官候補生グループに対し、「海軍丈けでは拙い陸海軍共同と云ふ意味で一人でも良いから陸軍の軍服を著た者の参加を望む」⁽⁶⁶⁾との申し入れを行なって快諾を得たものであった。

こうして、海軍士官・陸軍士官候補生・愛郷塾農民決死隊、血盟団残党の四系統から成る集団行動グループが結成されることとなった。ところで、さきに井上が着目していた大川周明との交渉についてはどのようなようであったか。

大川に対する古賀ら主謀者の考え方は、「革命精神に於ては我々と異るところがあるが兎に角実行であるから其の点大いに都合が好い」⁽⁶⁷⁾、その点では「口許りの革命家で実行力はなく又実行せんとする意志もない」⁽⁶⁸⁾ 西田税とは異なるものとみていた。もっとも井上は「只一大川周明氏丈は他の一般者流と大いに異なるものがあったけれども、これも縁が無くなって合流することが出来なかった。第一の故障は彼氏があまりに権力獲得に熱中して居るのが当時の私にとって面白くなかった」⁽⁶⁹⁾と回顧してをり、この点で古賀ら海軍側主謀者との見解には、やや違うところがあつたように考えられる。

大川は結局五・一五事件の背後関係者にとどまったが、古賀らとの間に一体どのような交渉が行なわれたのか、軍と民間右翼の関係を具体的に窺う主要な一コマでもあると考えられるので、同伴した中村義雄の証言から煩をいとわず下記に引用しよう。

「七年三月二十七日古賀清志ト共ニ自分ハ大川周明ヲ訪ネ、古賀ヨリ大川ニ対シ、血盟団事件ハ失敗ニ終リタリ。我々ハ愈四月下旬ヨリ五月上旬迄ノ間ニ支配階級ニ対シ集団テロヲ決行セント思フ、就テハ其時刻ニ貴方モ我々ニ策応シテ立テルヤウニ準備ヲ進メテ頂キ度シ。陸軍士官候補生十一名カ我々ノ決行ニ参加スルコトニ定ツテ居レリ、我々ノ方ハ上海ニテ爆弾ヲ二十個程入手シタルカ拳銃カ不足シ居ル故拳銃ヲ都合シテ貰ヒ度シ、五挺テモ十挺テモ結構ナリ。又地方ニ居ル海軍同志カ上京シタル際ノ宿舍ニ、三個所世話セラレ度シト申シタルトコロ、大川ハ我々ノ方モ極力準備ヲ進メヤウ、拳銃ハ次ノ日曜日ニ取りニ来テ呉レ、宿舍ノ方モ探シテ見ヤウ、軍資金ハ要ラヌカト申シタリ。其所テ古賀ハ我々ハ自分ノ方テ出来ル丈ケ軍資金ヲ用意スル積リナルカ偵察金トシテ二、三百円必要ナル旨語リタルトコロ、大川ハ必要ナレハ幾ラテモ用意スル、兎ニ角計画カ他ニ洩レヌヨウ注意セヨト申シタリ。其際大川ニ対シテハ我々カ爆弾拳銃等ヲ使用シテ支配階級ニ対シ集団「テロ」ヲ決行スル旨ヲ話シタルニ止マリ、計画ノ内容ハ具体的ニ語リタルコトナキ云々」⁽⁷⁰⁾

大川の「供述書」においてもこの点は、「古賀ノ所謂暴力ニ訴ヘルトハ暴力ニ依ル破壊行動ヲ為シ社会改造ノ烽火ヲ拳銃ト謂フ意味ニ理解シ」⁽⁷¹⁾「拳銃ハ古賀等カ他ノ陸軍軍人及農民ト共同シ暴力ニ依ル破壊行動ヲ為スニ付使用シ現金ヲ其費用トスルモノナルコトハ承知シ居リ……古賀等ハ誰カヲ狙ヒ暗殺ヲ行フコトモ想像」⁽⁷²⁾していた。

このように大川は、古賀らに対し、拳銃の調達を引き受けたのみならず、農民も参加すると古賀が告げたことを「農民ヲ狩出シ運動ヲ起スモノト考ヘ同人ニ『金ハ要ラナイカ』ト申シタルトコロ同人ハ入用ナル旨ヲ答ヘタルヲ以テ」⁽⁷³⁾ 合計 6,000 円の資金を提供したのであった。

古賀らはつぎに、大川と並んで、頭山秀三にも拳銃の調達を依頼している。頭山に対しては、井上が自首する際、「陸軍士官候補生ノ方トモ連絡カ執レル事ニナリ爆弾モ上海テ

手ニ入ツテ居ルカラ之ヲ以テ我々ハ近ク決行シヤウト思ツテ居ル、拳銃ヲ何トカ都合シテ呉レ」(74)と依頼してあり、この時頭山は30挺ほどの拳銃を調達する旨答えている。ところが天行会理事本間憲一郎は、秀三が満の子であることから、直接行動には関係させたくないと考えて、本間自身の尽力で古賀らのために調達した(75)。若年の頭山秀三自身は、古賀から「井上ノ後ヲ繼イテ爆弾拳銃ヲ以テ大官財閥ノ集団テロヲヤル考ナル故貴殿モ一緒ニヤラヌカト申シタルトコロ、頭山ハ大変乗気ニナリ一緒ニヤラウト申シ」、「自分の方でも全国的に動員を仕様、一万人位は君達が決行する際に日比谷に集める事が出来ると思ふからこの月末には地方を廻って見様」(76)など、提携を約束する態度を示したのを、本間が極力制止に努めている。

大川・頭山・本間ら五・一五事件の背後関係者について、その真意を解明することは容易でないが、いずれも血盟団事件に続いてさらに大規模な破壊活動が軍の革新分子によっておこされようとしている状態を好ましいものと考えたことは事実のようである。ただし、大川・本間の場合にみられるように、かなり組織的な民間国粋主義団体としては、直接行動を援助することが限界であり、ともに集団行動に参加するまでの意志はなかった。そのわけは、直接行動によって改革のきっかけが作られることには賛成であるが、結果はなお未知数である。大川自身が積極的に参加した三月、十月の両事件のように、軍を背景として体制改革への実力行使を志向する段階では、この可能性はきわめて高い。しかし、軍中堅層すら巻き込み得ない小規模な動員数による今回の直接行動計画は、失敗すれば軍の庇護もまた期待し得ず、逆にこれを機会に政党内閣の下では、国粋主義団体の活動に対する治安当局のきびしい弾圧を招きかねない。「国家改造」が実現する気運に与える効果を得て、組織的大衆動員を行えばよい、このような考えに基づいていたものと思われる。

注

- (1) 前掲、今井、高橋編、国家主義運動、1。
- (2) 中野雅夫、橋本大佐の手記、みすず書房、昭和38年、29～33頁。
- (3) 同上。
- (4) 同上。
- (5) 同上、23～24頁。
- (6) 同上。
- (7) 同上。
- (8) 同上、前掲、今井、高橋編、国家主義運動、1、653頁以下。
- (9) 前掲、国家主義運動、1。宇垣一成著、宇垣日記、朝日新聞社、昭和29年、158頁以下。前掲、西園寺公と政局、第1巻、282頁以下。
- (10) 中野、前掲書。緒方、前掲書。
- (11) 前掲、国家主義運動、1。秦郁彦、軍ファシズム運動史、河出書房、昭和37年、32頁以下。
- (12) 同上。

- (13) 同上。なお、木戸幸一はその日記につぎのように記している。「陸軍の事件に就ては、海軍」にも相当あり、海軍大臣は強硬論にて取調べたるも、陸軍側の穩便論の為め中途にて打切りとなれり。内務関係に就ても同様、右傾方面を取調るときは直に陸軍に波及する為め、充分なる処置に出ることを得ざる現状なり」（木戸幸一日記，上巻，東京大学出版会，112頁）。
- (14) 木戸幸一日記によれば、「一面軍ハ如斯外部ト手ヲ結ビテ政治ノ変革ヲ行フベキニアラズ，軍ノ神聖ヲ汚スモノナリト云フカ如キ正論ノ出ルニ及ビ，彼等モ自己ノ非ヲ反省シ……。ソコデ参謀本部ノ一部デハ先輩ノ此ノ失敗ニ憤慨シ，外部トノ連携ヲトラズ軍ノミニテ之ガ推行ヲ期セムトシタルモノヲ生ジ，云々」と、別の理由もあったように記している。
- (15) 前掲，今井，高橋編，国家主義運動，1。
- (16) 同上。
- (17) 十月事件では，クーデタ計画に参画しているが，企画の中心とはなっていない。
- (18) 中野，前掲書。
- (19) 井上昭，梅乃実（前掲，高橋，国家主義運動，2，所収）。
- (20) 東京地方裁判所第一刑事部，昭和九年十一月二十二日宣告，被告人日召事井上昭……ニ対スル殺人……事件判決，（東海大学政治経済学部所蔵，13頁～15頁）
- (21) 同上。
- (22) 井上，前掲書。
- (23) 同上。
- (24) 前掲，国家主義運動，1。
- (25) 同上。
- (26) 同上。
- (27) 同上。
- (28) 前掲，東京地方裁判所第一刑事部判決。
- (29) 前掲，国家主義運動，1。
- (30) 同上。
- (31) とくに，五・一五事件の陸・海軍被告らの陳述には，この例は枚挙にいとまがない。後出。
- (32) 五・一五事件の陸・海軍被告らのうち，西郷の遺訓にみられる「金もいらぬ命もいらぬ」の一句に絶大な魅力を感じたと告白している者は数多い。
- (33) 前掲，国家主義運動，1。
- (34) 井上，前掲書。
- (35) 同上。
- (36) 前掲，国家主義運動，1。
- (37) 井上，前掲書。
- (38) 前掲，国家主義運動，1。
- (39) 同上。
- (40) 同上。
- (41) 同上。
- (42) 同上。
- (43) 橘川学，嵐と闘う哲将荒木，昭和30年，304—305頁。
- (44) 前掲，国家主義運動，1。
- (45) 同上。
- (46) 同上。

- 47) 同上.
- 48) 同上.
- 49) 同上.
- 50) 井上, 前掲書.
- 51) 同上.
- 52) 同上.
- 53) 同上.
- 54) 同上.
- 55) 前掲, 国家主義運動, 1.
- 56) 前掲, 東京地方裁判所第一刑事部判決により作成した.
- 57) 前掲, 国家主義運動, 1.
- 58) 中村義雄訊問調書 (前掲, 国家主義運動, 2).
- 59) 井上, 前掲書.
- 60) 前掲, 国家主義運動, 1.
- 61) 同上.
- 62) 同上.
- 63) 同上.
- 64) 爆発物取締罰則違反, 殺人及殺人未遂被告人橘孝三郎外十九名, (東海大学政治経済学部所蔵).
- 65) 前掲, 国家主義運動, 1.
- 66) 前掲, 中村義雄訊問調書.
- 67) 富岡福寿郎, 血盟団と五・一五, 弘文社, 昭和8年. (五・一五事件公判内容を要述したもの)
- 68) 同上.
- 69) 井上, 前掲書.
- 70) 五・一五事件, 東京控訴院判決, (東京地方検察庁所蔵原本による).
- 71) 大川周明訊問調書 (前掲, 国家主義運動, 2).
- 72) 同上.
- 73) 前掲, 東京控訴院判決.
- 74) 橘孝三郎外十九名爆発物取締罰則違反, 殺人及殺人未遂被告事件判決, 東京地方裁判所第七刑事部.
- 75) 前掲, 中村義雄訊問調書.
- 76) 同上.